



段階	対象者	保険料額 (年額)
第1段階	・高齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護の受給者 ・中国残留邦人等支給給付の受給者 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円以下の方	16,600円 軽減前は 28,000円
第2段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方	28,800円 軽減前は 42,200円
第3段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階以外の方	42,200円 軽減前は 42,500円
第4段階	・本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がある場合)で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円以下の方	55,800円
第5段階 【基準額】	・本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がある場合)で、第4段階以外の方	67,200円
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	80,600円
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	87,300円
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	100,800円
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	114,200円
第10段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	127,600円
第11段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	141,100円
第12段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	154,500円
第13段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	161,200円